

3月定例会は、5日から27日までの23日間の会期で開かれました。
初日に、町長が、行財政改革・定住促進・川内川の抜本的改修を最重要課題に掲げ、町政の確実な推進と振興発展ということを基本方針として表明されました。
平成20年度予算を中心に、条例の制定や改正のほか、指定管理者の指定、補正予算、人事案件などを審議し、提出された議案全てを可決しました。



した緊縮型予算

予算

一般会計

5.1%減の129億円

平成20年度一般会計、6特別会計、2事業会計を合わせた当初予算総額は、203億円となりました。

このうち、町の主要事業を行う一般会計予算は129億2900万円で、前年度より6億9100万円（5.1%）の減です。

減少した主な理由は、平成18年に発生した災害復旧事業関連経費の減、行財政改革の成果による人件費や公債費の削減などです。

実質公債費比率も20.2%から19.9%と若干減少していますが、持続可能な財政基盤の確立を図るため、平成20年度も引き続き緊縮型の予算となっています。

平成19年度末の町の借入金残高は、218億8955万円で、町民1人当たり約88万円の借金をしていることになります。

特別会計では、平成20年度から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まることから、「後期高齢者医療事業特別会計」を設置しました。主に保険料の受け払いや鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金等の処理を行います。従来の老人保健医療特別会計は医療費の精算事務が残るため継続されます。

一般会計の採決では、賛成26人、反対1人の賛成多数で、特別会計・事業会計の採決では、賛成25人、反対2人の賛成多数で、いずれも原案のとおり可決されました。